



# 長野県報

2月15日(木)  
平成30年  
(2018年)  
第2949号

## 目 次

### 告 示

身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障がい者支援課）	2
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（障がい者支援課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（障がい者支援課）	4
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障がい者支援課）	4
保安林予定森林にする旨の通知（5件）（森林づくり推進課）	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（4件）（森林づくり推進課）	6
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	7
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除（3件）（砂防課）	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（道路管理課）	8

### 公 告

特定調達契約に係る一般競争入札（財産活用課）	8
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	10
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	11
都市計画事業の事業計画の変更認可（2件）（都市・まちづくり課）	11
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	11
建築基準法に基づく道路の位置の指定（2件）（建築住宅課）	11
正 誤（選挙管理委員会）	12

## 長野県告示第91号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

氏名	診断に当たる障害別	診療を行う医療機関の所在地及び名称
野口 昌彦	音声・言語 そしゃく 肢体不自由	安曇野市豊科3100番地 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立こども病院
竹前 淳也	心臓 呼吸器	須坂市臥竜2丁目15番35号 たけまえ医院
瓦葺 健太郎	平衡 音声・言語 肢体不自由	上田市鹿教湯温泉1308番地 長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター鹿教湯病院
中辻 良幸	肝臓	松本市渚1丁目7番45号 社会医療法人抱生会 丸の内病院
望月 美奈	視覚	諏訪郡富士見町落合11100番地 長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター 富士見高原病院
遠藤 誠子	音声・言語 肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 小腸 肝臓	諏訪郡原村13221番地2 長野県厚生農業協同組合連合会 富士見高原医療福祉センター 中新田診療所
轟 教子	肢体不自由	須坂市須坂1239番地 医療法人公仁会 轟病院
轟 哲	肢体不自由	須坂市須坂1239番地 医療法人公仁会 轟病院
太田 くみ子	肢体不自由	須坂市須坂1239番地 医療法人公仁会 轟病院
古澤 徳彦	ぼうこう又は直腸 小腸	須坂市須坂1332番地 地方独立行政法人長野県立病院機構 長野県立信州医療センター
上野 学	ぼうこう又は直腸	松本市旭3丁目1番1号 信州大学医学部附属病院
岡野 孝弘	心臓	松本市旭3丁目1番1号 信州大学医学部附属病院
高木 峰生	肢体不自由	岡谷市本町4丁目11番33号 岡谷市民病院
青松 棟吉	肢体不自由 心臓 腎臓 呼吸器 免疫 肝臓	佐久市臼田197番地 長野県厚生農業協同組合連合会 佐久総合病院

赤澤 智之	肢体不自由	飯田市鼎中平1936番地 社会医療法人健和会 健和会病院
倉橋 真理	肢体不自由 ぼうこう又は直腸 小腸	飯田市鼎中平1936番地 社会医療法人健和会 健和会病院

障がい者支援課

**長野県告示第92号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称が次のとおり変更になりました。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

氏名	変更前の医療機関の所在地及び名称	変更後の医療機関の所在地及び名称
小林 澄雄	松本市本庄2丁目5番1号 社会医療法人財団慈泉会 相澤病院	飯田市八幡町438番地 飯田市立病院

障がい者支援課

**長野県告示第93号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
山一くるみ薬局	東御市県129番地20	平成30年2月1日
フジモリ薬局メルヘン街道店	茅野市豊平3317番地3	平成30年2月1日
ウチダ薬局	上伊那郡辰野町伊那富4736番地2	平成30年2月1日
信州調剤薬局	千曲市杭瀬下3丁目181	平成30年2月1日
こまんば薬局	下伊那郡阿智村駒場362番地1	平成30年2月1日

障がい者支援課

**長野県告示第94号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新しました。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	指定更新年月日
スクエア薬局駒ヶ根店	駒ヶ根市赤穂1362番地4	平成30年2月1日
いずみ薬局	塩尻市大門泉町8番地19	平成30年2月1日

障がい者支援課

**長野県告示第95号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 育成医療及び更生医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
小北会営小諸薬局 小諸市与良町3丁目3番3号	こもろ薬局 小諸市赤坂1丁目12番6号	平成29年12月1日
リジョイス茅野薬局 茅野市玉川字荒神前4183番地7	アイン茅野薬局 茅野市玉川字荒神前4183番地7	平成30年1月1日
リジョイス諏訪薬局 諏訪市湖岸通り5丁目1135-11	アイン諏訪薬局 諏訪市湖岸通り5丁目1135-11	平成30年1月1日
ホーム薬局 伊那市中央4960番地	ホーム土屋薬局 伊那市中央4960番地	平成30年1月1日
みすずホーム薬局 伊那市前原8379番地7	みすず土屋薬局 伊那市前原8379番地7	平成30年1月1日

障がい者支援課

**長野県告示第96号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号) 第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 育成医療及び更生医療

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
石塚薬局	小諸市与良町3丁目2番29号	平成29年11月30日
上田南ノリ薬局	上田市中之条553番地1	平成29年8月31日

障がい者支援課

**長野県告示第97号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

駒ヶ根市中沢8584の14

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第98号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

## 長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

茅野市北山字一ツ石3566のハ（次の図に示す部分に限る。）、2557のロ、2558のイ、2558のロ、2558のハ、2559、2561、2562のイ、2562のロ、2562のハ、2563のイ、2563のロ、2564のイ、2565のロ、2565のハ、2566、2567のイ、2567のロ、2568のイ、2568のロ、2569の1、2569のイ、2569のロ、2570、2571のイ、2571のロ、2572のイ、2572のロ、2572のハ、2573のイ、2573のロ、2574から2576まで、2581のイ、2581のロ、3565のロ、3565のハ、3565のニ、3565のホ、3565のヘ、3565のト、3565のチ、3565のリ、3565のヌ、3565のル、3565のヲ、3566のイ、3566のロ、3567のイ、3567のロ、3568、3569のイ、3569のロ、3570の2、字寄3565の1、字持栗3573の1・3573の3・3573の4・3573のロ・3573のホの1・3574のイ・3574のロの1・3574のロの3・3574のハの2・3574のニの2・3577のイ（以上11筆について次の図に示す部分に限る。）、3573の2、3573の5、3573の6、3573のホの2、3574のロの2、3574のハの1、3574のニの1、3574のニの3、3575のイ、3575のロ、3575のハ、3575のニの1、3575のニの2、3577のロ、字日向持栗3576のハの1・3576のハの2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3576のイ、字持栗沢3579の22・3579の23（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、3579の19から3579の21まで

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字一ツ石2557のロ、2558のイ、2558のロ、2558のハ、2559、2561、2562のイ、2562のロ、2562のハ、2563のイ、2563のロ、2564のイ、2564のロ、2565のイ、2565のロ、2566、2567のイ、2567のロ、2568のイ、2568のロ、2569の1、2569のイ、2569のロ、2570、2571のイ、2571のロ、2572のイ、2572のロ、2572のハ、2573のイ、2573のロ、2574から2576まで、2581のイ、2581のロ、3565のロ、3565のハ、3565のニ、3565のホ、3565のヘ、3565のト、3565のチ、3565のリ、3565のヌ、3565のル、3565のヲ、3566のイ、3566のロ、3566のハ、3567のイ、3567のロ、3568、3569のイ、3569のロ、3570の2、字寄3565の1、字持栗3573の1から3573の6まで、3573のロ、3573のホの1、3573のホの2、3574のイ、3574のロの1、3574のロの2、3574のロの3、3574のハの1、3574のハの2、3574のニの1、3574のニの2、3574のニの3、3575のイ、3575のロ、3575のハ、3575のニの1、3575のニの2、3577のイ、3577のロ、字日向持栗3576のイ、3576のハの1、3576のハの2、字持栗沢3579の23（次の図に示す部分に限る。）、3579の19から3579の22まで

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び茅野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第99号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草7379の180、7379の207から7379の210まで、7379の212から7379の215まで、7379の219、7379の222、7379の223、7487、7490の1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

## 長野県告示第100号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡中川村大草6992の1、6992の2、6993、6994の1、6994の2、6995の1、6995の2、6997の2、7015の8から7015の14まで、7015の17、7015の21

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第101号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塙3256の1、3261、3262、3263の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第102号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

長野市（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第103号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

松本市（次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第104号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

須坂市(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

須坂市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び須坂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び筑北村役場に備え置いて縦覧に供する。)

**森林づくり推進課**

**長野県告示第106号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び飯綱町役場に備え置きます。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
西黒川	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域。	上水内郡飯綱町	黒川	北之台	1774番4 広瀬 返町 東之腰 北之台	1号、10号、11号及び12号 2号 3号 4号 5号 6号及び7号 8号及び9号
					1651番1 1644番2 2244番4 1601番1 1598番1 1774番3	

**砂防課**

**長野県告示第105号**

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東筑摩郡筑北村(次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、伐採を禁止する。

筑北村(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**長野県告示第107号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称

横湯1

- 2 一部について指定を解除する区域

山ノ内町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県北信建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

**砂防課**

**長野県告示第108号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 一部について指定を解除する区域の名称

置原

## 2 一部について指定を解除する区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県告示第109号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定を解除する区域の名称

下大岡1

## 2 指定を解除する区域

長野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県土尻川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。）

**砂防課**

**長野県飯田建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月15日

長野県飯田建設事務所長 坂田 浩一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松川インター大鹿線
- 3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡中川村大草7282番の81地先から上伊那郡中川村大草7282番の76地先まで	旧	10.4～60.6	0.1435
上伊那郡中川村大草7282番の80地先から上伊那郡中川村大草7282番の76地先まで	新	14.0～51.7	0.2000
同上	新	10.4～60.6	0.1435
		14.0～51.7	0.2000

**道路管理課**

**長野県伊那建設事務所告示第1号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成30年3月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月15日

長野県伊那建設事務所長 高橋智嗣

- 1 路線名 153号
- 2 供用を開始する区間  
駒ヶ根市赤穂12637番の1地先から  
駒ヶ根市赤穂12634番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 平成30年2月15日

**道路管理課**

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 入札に付する事項
  - (1) 借入をする物品等及び数量  
電子複写機58台（附属機器及び消耗品を含む。）
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書によります。
  - (3) 借入期間  
平成30年5月1日から平成35年4月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）
  - (4) 借入場所